

奈良県広域水道企業団公有財産規程をここに公布する。

令和7年3月31日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第32号

奈良県広域水道企業団公有財産規程

(趣旨)

第1条 公有財産の取得、管理及び処分については、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(取得前の措置)

第2条 公有財産となるべき物件等を取得しようとするときは、財務課長又は契約財産課長は、あらかじめ調査を行い、当該物件等に存する私権による制限を消滅させる等必要な措置を講じ、支障なく取得の目的を達成し得るようにしなければならない。

(取得)

第3条 公有財産となるべき物件等を取得しようとするとき（交換又は寄付の受納による取得の場合を除く。）は、財務課長又は契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載し、これに関係図面、登記事項証明書その他必要と認められる書類を添えてその手続をしなければならない。

(1) 取得の目的

(2) 取得の区分

(3) 物件等の表示及び所在

(4) 相手方の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(5) 取得予定価額及びその算定基礎

(6) 普通財産を出資の目的とするときは、当該普通財産の表示及び評価額

(7) 契約書案

(8) その他参考となる事項

(交換)

第4条 公有財産となるべき物件等を交換により取得しようとするときは、財務課長又は契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載し、これに関係図面、登記事項証明書その他必要と認められる書類を添えてその手続をしなければならない。

(1) 取得の目的及び交換の理由

(2) 交換渡物件等及び交換受物件等の表示及び所在

(3) 相手方の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の

氏名)

- (4) 交換渡物件等及び交換受物件等の見積価額及びその算定方法
- (5) 交換差金があるときは、その差額並びに収納の時期及び方法
- (6) 契約書案
- (7) その他参考となる事項

2 普通財産は、次に掲げる場合は、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額がその高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）において公用又は公共用に供するために他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するため企業団の普通財産を必要とするとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、企業長が特に必要と認めるとき。

3 前項の規定により財産を交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

（寄付の受納）

第5条 公有財産となるべき物件等を寄付の受納により取得しようとするときは、財務課長又は契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載し、これに寄付申込書及び関係図面、登記事項証明書その他必要と認められる書類を添えてその手続をしなければならない。

- (1) 寄付を受納しようとする理由
- (2) 物件等の表示及び所在
- (3) 寄付しようとする者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）
- (4) 物件等の評価額
- (5) 寄付に負担があるときは、その内容
- (6) その他参考となる事項

（登記又は登録）

第6条 登記又は登録を要すると認める公有財産を取得したときは、契約財産課長は、遅滞なく登記又は登録の手続をしなければならない。

（公有財産台帳）

第7条 契約財産課長は、公有財産のうち土地、建物及び地上権について、公有財産台帳を作成し、その内容に変更があった場合には、修正するものとする。

（境界の明示）

第8条 契約財産課長は、企業団の所有する土地について隣接地との境界を明らかにしておかなければならない。

(行政財産の用途の変更又は廃止)

第9条 行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載してその手続をしなければならない。

- (1) 変更又は廃止の理由
- (2) 当該行政財産の表示及び所在
- (3) 用途の変更又は廃止後の利用計画又は処分の方法
- (4) その他参考となる事項

(行政財産の無償貸付け等)

第10条 行政財産は、第19条第1号に掲げる場合は、無償又は時価よりも低い価額で、これを貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定することができる。

(行政財産の目的外使用の許可)

第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用（以下「行政財産目的外使用」という。）の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式）を企業長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出があった場合において、行政財産目的外使用を許可するときは、行政財産使用許可書（第2号様式）によりその旨を、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(行政財産目的外使用期間)

第12条 行政財産目的外使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、道路法等他の法令で期間が定められている工作物については、その法令の定めによることができる。

(使用料等)

第13条 行政財産目的外使用をしようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 第1項の規定による使用料の納付は、前納とする。ただし、使用料の額の定めが年額又は月額である場合における納付の時期については、次に掲げるところによる。

- (1) 使用料の額の定めが年額である場合 毎年4月25日まで
- (2) 使用料の額の定めが月額である場合又はその定めが年額である場合において分割納付を認めたとき 毎月25日まで

4 企業長は、次に掲げる場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。

(2) 職員の福利厚生の便益を図ることを目的とする団体が当該目的のため使用するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、企業長が特に必要と認めるとき。

5 徴収した使用料は、還付しない。ただし、使用料を納付した者の責めに帰することができない理由により使用できなかった場合は、この限りでない。

6 行政財産目的外使用に伴い発生する光熱水費等（電気、ガス、上下水道、冷暖房等をいう。）は、実費相当額を使用者が負担するものとする。

（行政財産の貸付け等の場合における準用）

第14条 次条、第16条、第18条、第20条及び第21条の規定は貸付けにより行政財産を使用させる場合に、次条、第20条及び第21条の規定は地上権又は地役権の設定により行政財産である土地を使用させる場合に、第21条の規定は行政財産目的外使用をさせる場合に、それぞれ準用する。

（普通財産の貸付け）

第15条 普通財産を貸し付けようとするときは、財務課長又は契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載してその手続をしなければならない。

(1) 貸付けの理由

(2) 貸し付けようとする普通財産の表示及び所在並びに貸付数量

(3) 借受人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 貸付期間及び更新の有無

(5) 貸付料の額及びその算定基礎

(6) 貸付料の収納の時期及び方法

(7) 無償貸付け又は減額貸付けをするときは、その理由及び根拠

(8) 契約書案

(9) その他参考となる事項

（普通財産の貸付期間）

第16条 普通財産の貸付けの期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 植樹を目的として、土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合 60年以内

(2) 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合におい

て、借地借家法（平成3年法律第90号）第22条の規定に基づく借地権を設定するとき 50年以上

(3) 専ら事業の用に供する建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第23条の規定に基づく借地権を設定するとき 10年以上50年未満

(4) 前3号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年以内

(5) 建物その他の物件を貸し付ける場合 10年以内

2 前項に規定する期間は、同項第2号及び第3号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合において、更新の日を同項各号に規定する期間の起算日とする。

（貸付け以外の使用の場合における準用）

第17条 前2条の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合について準用する。

（普通財産の貸付料）

第18条 普通財産の貸付を受けようとする者は、貸付料を納付しなければならない。

2 前項の貸付料の額は、企業長が別に定める。

3 第1項の規定による貸付料の納付の時期は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。ただし、企業長が必要と認めるときは、企業長は、数月分又は数年分の貸付料を一時に前納させることができる。

(1) 貸付料の額の定めが年額である場合 毎年4月25日まで

(2) 貸付料の額の定めが月額である場合又はその定めが年額である場合において企業長が分割納付を認めたとき 毎月25日まで

(3) 貸付期間が1月未満の場合 貸付けの際又は企業長が指定する日

（普通財産の無償貸付け等）

第19条 普通財産は、無償又は時価よりも低い価額で、次の各号に掲げる場合はこれを貸し付け、第1号に掲げる場合はこれに私権を設定することができる。

(1) 国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき、その他無償又は時価よりも低い価額で貸し付け、又は私権を設定する公益上の必要があると企業長が認めるとき。

(2) 企業団において職員の福利厚生のために供するとき。

（権利の譲渡及び転貸の禁止）

第20条 普通財産を貸し付け、又はこれに私権を設定させた場合においては、財務課長又は契約財産課長は、当該普通財産の使用を目的とする権利を譲渡し、又は転貸することを禁止しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用及び原状変更の禁止)

第21条 普通財産を貸付け又は貸付け以外の方法により使用させた場合においては、財務課長及び契約財産課長は、当該貸付け等の目的以外の目的に使用させ、又は当該普通財産の原状を変更させてはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において企業長の承認を受けたときは、この限りでない。

(売払い及び譲与)

第22条 普通財産の売払い又は譲与をしようとするときは、財務課長又は契約財産課長は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、これに関係図面を添えてその手続をしなければならない。

- (1) 売払い又は譲与の理由
- (2) 売払い又は譲与をしようとする普通財産の表示及び所在
- (3) 契約の方法
- (4) 相手方の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）（一般競争入札及び指名競争入札による場合を除く。）
- (5) 売払予定価格及びその算定基礎
- (6) 減額による売払い又は譲与のときは、その理由及び根拠
- (7) 契約書案
- (8) 一般競争入札によるときは、その公告案
- (9) その他参考となる事項

(用途指定)

第23条 普通財産の売払い又は譲与をしようとするときは、その用途等を指定するものとする。この場合において、財務課長又は契約財産課長は、伺書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定しようとする用途
- (2) 指定しようとする用途に供さなければならない期日及び期間
- (3) その他用途の指定に関し必要な事項

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第24条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他の公共団体において公用若しくは公共用又は公

益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他の公共団体に譲渡するとき。

- (2) 他の地方公共団体その他の公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する公有財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において、当該他の地方公共団体その他の公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する公有財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する公有財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、企業長が特に必要と認めるとき。

(公有財産の取壊し)

第25条 公有財産を取り壊そうとするときは、契約財産課長は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、これに係る図面を添えてその手続をしなければならない。

- (1) 取壊しの理由
- (2) 取り壊そうとする公有財産の表示及び所在
- (3) 取り壊そうとする公有財産の構造及び数量
- (4) 取壊し工事費の見積額
- (5) 取壊し後の物件の保管又は処分の方法及び売払予定価格
- (6) その他参考となる事項

(事故報告)

第26条 公有財産が天災その他の事故により、滅失し、又は損傷したときは、所長等は、直ちに次に掲げる事項について、契約財産課長に報告すると共に、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 滅失し、又は損傷した公有財産の表示及び所在
- (2) 天災その他の事故の発生の日時
- (3) 滅失又は損傷の事由
- (4) 滅失し、又は損傷した公有財産の数量又は被害の程度
- (5) 被害の見積価格及び復旧可能なものについては復旧経費の見込額
- (6) 損傷した公有財産の保全又は復旧のために講じた応急処置
- (7) その他参考となる事項

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に構成団体（奈良県広域水道企業団規約（令和6年11月1日総行市第130号）第2条に規定する構成団体をいう。）における公有財産の取得、管理及び処分に関する規程（以下「構成団体規程」という。）の規定によりされている貸付けその他の行為で、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、この規程の相当の規定によりされた貸付けその他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現に構成団体規程の規定によりされている申込みその他の行為で、施行日以後において企業長が処理することとなる事務に係るものについては、この規程の相当の規定によりされた申請その他の行為とみなす。

別表（第13条関係）

建物を使用する場合の使用料

使用料年額	年間の建物の減価償却費に使用する建物の維持管理に要する費用を加えた額に使用面積を乗じた額を建物全体面積で除し、土地使用料相当額を加えた額
-------	--

土地を使用する場合の使用料

使用料年額	使用する土地の1平方メートル当たり価格（使用許可土地の近傍類似土地に係る固定資産税評価額）にその使用面積を乗じ、それに100分の4を乗じて得た額
-------	--

電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合の使用料

使用料年額	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
-------	----------------------------------

工作物の設置に使用する場合（電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合を除く。）の使用料

種別	種別	単位	金額				摘要
			所在地				
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	800円	570円	480円	430円	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	870円	730円	670円	
	第3種電柱	1本につき1年	1,700円	1,200円	990円	900円	
	第1種電話柱	1本につき1年	710円	510円	430円	390円	
	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	810円	680円	620円	
	第3種電話柱	1本につき1年	1,600円	1,100円	940円	850円	
	その他の柱類	1本につき1年	71円	51円	43円	39円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円	5円	4円	4円	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	4円	3円	3円	2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	490円	420円	380円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	430円	300円	260円	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,000円	850円	780円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	600円	420円	360円	330円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	1,800円	870円	590円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,000円	850円	780円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30円	21円	18円	16円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	43円	30円	26円	23円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	64円	45円	38円	35円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	86円	61円	51円	47円	

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	91円	77円	70円		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	170円	120円	100円	93円		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	300円	210円	180円	160円		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	430円	300円	260円	230円		
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	860円	610円	510円	470円		
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,000円	850円	780円		
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額					
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額					
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額					
	上空に設ける通路		2,400円	900円	430円	290円		
	地下に設ける通路		1,500円	540円	260円	180円		
	その他のもの		1,400円	1,000円	850円	780円		
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、1時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	48円	18円	9円	6円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	480円	180円	87円	59円	
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	480円	180円	87円	59円	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800円	1,800円	870円	590円	
	標識		1本につき1年	1,100円	810円	680円	620円	標灯、標柱その他これらに類するもの
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、1時的に設けるもの	1本につき1日	48円	18円	9円	6円	
		その他のもの	1本につき1月	480円	180円	87円	59円	
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、1時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48円	18円	9円	6円	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	480円	180円	87円	59円	

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800円	1,800円	870円	590円	
		その他のもの	1基につき1月	2,400円	900円	430円	290円	
		太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,000円	850円	780円	
		工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料	占有面積1平方メートルにつき1月	480円	180円	87円	59円	
その他前各項により難い使用			前各項に準じて企業長が定める額					

備考

1 第2級地、第3級地、第4級地及び第5級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第2級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第3級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町、三宅町及び田原本町の区域
第4級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域
第5級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

7 使用延長に1メートル未満の端数が生じるとき、又は使用延長が1メートル未満であるときは、当該1メートル未満の延長については、1メートルとみなして計算する。

8 使用期間に1年未満の端数が生じるとき、又は使用期間が1年未満であるときは、月割により計算し、なお、使用期間に1月未満の端数が生じるとき、又は使用期間が1月未満であるときは、当該1月未満の期間については、1月とみなして計算する。

9 算出して得た1件の使用料の額が100円未満である場合における使用料の額は、100円とする。

第1号様式（第11条関係）

行政財産使用許可申請書	
1 使用を希望する行政財産の種類及び数量	
2 使用目的	
3 使用期間	
4 原状変更の必要の有無	
5 その他参考となるべき事項	
<p>上記のとおり行政財産を使用したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県広域水道企業団 企業長 殿</p> <p>申請人 住所</p> <p>氏名</p>	

第2号様式（第11条関係）

第 号	
行政財産使用許可書	
1 許可する行政財産の種類及び数量	
2 使用許可期間	
3 使用料の額	
4 使用料の納付時期及び方法	
5 許可条件	
<p>年 月 日付けで申請のありました行政財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により上記のとおり許可します。</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>奈良県広域水道企業団 企業長</p>	